

ゆうかりクラブ運営規程

(放課後児童健全育成事業者、事業所の名称及び所在地)

第1条 放課後児童健全育成事業者の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団

(2) 所在地：倉敷市笹沖180番地

2 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称：ゆうかりクラブ

(2) 所在地：倉敷市玉島乙島7411番地（乙島東小学校内）

(事業の目的及び運営方針)

第2条 社会福祉法人倉敷市総合福祉事業団（以下、事業者という）は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的及び運営方針として、児童クラブ事業を行う。

2 事業者は、児童クラブの運営を公正かつ円滑に行うため、民生委員、児童委員等の地域の代表者、小学校長、保護者、支援員等を構成員とする会議（地域協議の場）等設けることにより、児童クラブの運営に対する地域の意見、要望を聞くとともに、その意見等に真摯に対応するものとする。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第3条 事業者は、次の各号に定める放課後児童支援員又は補助員を配置するものとする。

放課後児童支援員6名 補助員若干名

2 放課後児童支援員は、入所児童の主体的遊び及び生活が可能となるよう、前条の活動を通じて必要な支援を行う。

3 補助員は放課後児童支援員を補佐する。

(開所日及び開所時間)

第4条 児童クラブは年間250日以上開所するものとし、開所時間は、次の各号のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日までは、下校時から19時まで

(2) 土曜日は、8時30分から18時まで

(3) 学校の長期休業中は、8時30分から19時まで

(支援の内容)

第5条 児童クラブは、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

(1) 児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図る

(2) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培う

(3) 子どもの学習活動を自主的に行える環境を整え、必要な援助を行う。

(4) 基本的な生活習慣についての援助、自立に向けた手助けを行うとともに、その力を身につけさせる。

(5) 活動状況について家庭との日常的な連絡、情報交換を行うとともに、家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援を行う。

(6) その他放課後における子どもの健全育成上必要な活動を行う。

(利用者の保護者の負担金等)

第6条 入所児童の保護者は、児童クラブの運営に要する経費の一部として、次の各号に

掲げる経費を負担しなければならない。

(1) 年会費	年額	2, 0 0 0 円
(2) 利用料 (8月を除く)	月額	6, 0 0 0 円
利用料 (8月)	月額	1 0, 0 0 0 円
利用料 (土曜日)	1 回	3 0 0 円 (利用料にプラス)

2 前項第1号の年会費は毎年、第2号の利用料は毎月これを納めるものとする。土曜日の利用料は、毎月の利用料と合わせて納めるものとする。

3 第1項第2号の利用料は、利用者の都合により1か月間に1度の利用も無い場合は休所扱いとし、月額2, 0 0 0 円とする。ただし、原則として事前申請とする。

(利用定員)

第7条 定員は40名とする。

(実施地域)

第8条 児童クラブの通常の実施地域はゆうかりクラブ室及び乙島東小学校敷地内とする。

(利用に当たっての留意事項)

第9条 事業者は、入所児童及び保護者等が児童クラブを利用する際に留意すべき事項を定め、入所の際に示すものとする。

(緊急時の対応)

第10条 事業者は、入所児童に体調の急変が生じた場合や、児童に事故があった場合等に速やかにその保護者又は医療機関への連絡を行うなど必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき非常災害への対応に関する具体的な計画を策定するとともに、定期的に避難訓練等を実施するなど必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

第12条 事業者は、虐待防止に関する責任者を配置し児童クラブ内での虐待防止のための必要な措置を講じるものとする

2 事業者は、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所や保健所等の関係機関と連携して対応を図る。

(法令遵守)

第13条 事業者は、児童福祉法及び倉敷市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例をはじめ、関係法令を遵守の上、事業を実施するものとする。

(経費)

第14条 児童クラブの運営に要する経費は、委託料及び前条に定める保護者負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条 児童クラブの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(その他)

第16条 この規程に定めのない事項については、別途、会議で協議し、事業者の代表が定める。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。